地方独立行政法人法　抜粋（平成一五年法律第百十八号）

（中期計画）

第二十六条　地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

２　中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四　短期借入金の限度額

四の二　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五　前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六　剰余金の使途

七　その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

３　設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

４　地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第３期中期計画 | 第４期中期計画（案） | 第４期中期目標  （令和５年10月23日付けで指示済） |
| （前文）  地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）は、平成24年４月の設立から中期目標期間２期間８年が経過した。これまで、事業者、行政及び地域社会に対し、調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）で得た知見の提供や技術支援に取組み、各種相談への対応、受託研究等の実施、試験機器や施設の提供、行政依頼検体の分析、緊急時や予見的取組における各種調査分析、農業者の育成などを行ってきた。また、府民が参加できるイベントの開催、研修会等への講師派遣、研究成果の紹介や環境保全に係る活動などを実施するとともに、これらの報道資料提供、マスコミの取材対応などにも積極的に取組み、地域に開かれた研究所として活動を展開してきた。これらの業務実績については、大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会の意見を踏まえて大阪府から「計画どおり」との評価を得ており、さらなる事業者等への支援や技術開発、地域貢献、効率的な業務運営が期待されている。  第３期中期目標期間では、ＳＤＧｓやＳｏｃｉｅｔｙ 5.0の理念を念頭に、環境・農林・水産・食品の４分野がシナジー効果を発揮して「地域社会に開かれた知と技術の拠点」としてさらに発展するため、以下の①②③の視点を踏まえて重点的テーマに取組む。  ①技術力と発信力の高い研究所を目指し研究力  の向上を図ること。  ②あらゆるリスクに対応した“安全安心な食と環  境”を目指した調査研究を行い社会貢献するこ  と。  ③研究所がハブとなるネットワークを構築・活用  して、知見収集・技術開発と情報発信に取組む  こと。  【重点的テーマ】  (重点１)　気候変動適応の研究と情報発信  (重点２)　生物多様性の保全と利活用に関する研  究と情報発信  (重点３)　大阪発スマート農業の実現に向けた技  術開発  (重点４)　バリューチェーン全体を高度化する食  品加工・評価技術の開発  (重点５)　新たな水産資源調査手法と増殖技術の  開発  (重点６)　新たな昆虫利用技術の開発と産業創出  (重点７)　ぶどう生産とワイン醸造の技術開発  (重点８)　有害化学物質リスクへの対応技術の確立  (重点９)　農家実習を重視した農大新カリキュラムの設置  (重点10)　ハートフル農業指導者の養成 これらの取組みの成果を大阪、全国、世界へと発信し、環境・農林・水産・食品分野のさらなる発展を目指す。 | （前文）  　地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）は、平成24年４月の設立から中期目標期間３期間12年が経過した。これまで、事業者、行政及び地域社会に対し、調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）で得た知見の提供や技術支援に取組み、各種相談への対応、受託研究等の実施、試験機器や施設の提供、行政依頼検体の分析、緊急時や予見的取組における各種調査分析、農業者の育成等を着実に行ってきた。特に第３期中期目標期間中は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が甚大であったが、感染拡大防止対策を講じた上でのイベント開催、講師派遣を行うとともに、主催の研修会や技術相談等ではオンライン方式を積極的に採用して、「地域社会に開かれた知と技術の拠点」としての役割を一定継続して果たすことができた。これらの業務実績については、大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会の意見を踏まえて大阪府から「全体として目標を十分に達成する見込みである。」との評価を得ており、さらなる事業者等への支援や技術開発、地域貢献、効率的な業務運営が期待されている。  また2025年には「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする大阪・関西万博の開催が予定されている。これを、脱炭素社会の推進、農林水産・食品分野等の研究成果により当研究所が社会的役割を果たす好機と捉えて、その後の調査研究向上へつなげていく。  【業務推進の基本】  こうしたことを踏まえて、第４期中期目標期間では、当研究所は、環境・社会・経済の統合的向上に資するためにＳＤＧｓやＳｏｃｉｅｔｙ 5.0の理念、さらには2050年脱炭素社会の実現等を念頭に、環境・農林・水産・食品の４分野がシナジー効果を発揮できる「地域社会に開かれた知と技術の拠点」として、以下の①②③④を基本に業務を推進していくこととする。  ①全国の研究機関等と構築してきたネットワーク  を活用して研究力の向上を図り、技術力と発信力の高い、卓越した公設試験研究機関を目指すこと。  ②あらゆるリスクに対応できる調査研究を行い、“安全・安心な、食と環境”の実現に寄与すること。  ③知見収集・技術開発の活動状況やそれにより得られた成果を積極的に情報発信し、地域社会へ貢献すること。  ④地方独立行政法人として自律的・弾力的な業務運営による安定的な経営に努めること。  【**重点テーマ**】  調査研究においては、特に技術ニーズが高い課題を「重点テーマ」と位置づけ、成果が確実に上げられるよう精力的に取組む。本計画期間中は、以下の８つのテーマを設定した。  **（重点１）　カーボンニュートラル社会への貢献と気候変動適応**  **（重点２）　ネイチャーポジティブ社会の実現に向けた取組**  **（重点３）　健康・安心で持続可能な暮らしのための環境の確保**  **（重点４）　成長し持続する大阪農業の実現**  **（重点５）　力強い大阪農業を支える多様な担い手の育成に向けた農大改革**  **（重点６）　豊かな大阪湾の保全・再生と恵みの持続的な利用**  **（重点７）　いのちをつむぐ魅力ある食の創造**  **（重点８）　未来社会のいのちをつなぐ昆虫機能の利用** | （前文） 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下「研究所」という。）は、平成24年４月に地方独立行政法人として新たに設立されて以来、定款第１条に定められた「環境、農林水産業及び食品産業に関する調査及び試験研究並びにこれらの成果の活用等を行うことによって、豊かな環境の保全及び創造、農林水産業の振興並びに安全で豊かな食の創造を図り、もって府民生活の向上に寄与する」という目的を達成するため、中期目標に沿って様々な取組を進めてきた。  第３期中期目標期間においては、公設試験研究機関として、地域や関係機関と連携しながら様々な調査研究に取組むとともに、法人の安定的な運営が図られていることから、業務実績は「全体として目標を十分に達成する見込みである。」として高く評価した。  本目標期間中の2025年には大阪・関西万博も予定され、ＳＤＧｓへの貢献やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）をはじめとした技術革新など、社会環境の大きな変化が予想される中、2050年脱炭素社会の実現を見据え、脱炭素を成長の機会と捉えた産学官の様々な団体の取組が求められている。また、アフターコロナ社会を迎え環境、農林水産分野及び食への関心が一層高まっている。大阪がこのような環境の変化に対応し、豊かな環境と安全安心な食を育む持続可能な社会を先導していくためには、行政や事業者等による取組を技術的にサポートする調査研究のさらなる充実が不可欠である。  第４期中期目標期間においては、環境・社会・経済の統合的向上や中長期的な社会課題への対応を視野に入れつつ、これまでの研究成果を基に「地域社会に開かれた知と技術の拠点」として、さらに発展していくことを目標とし、以下の視点での取組を求める。  ①総合研究所として、各研究分野が融合の効果  を高め、これまでの研究成果をさらに伸ばし  ていくなど、質の高い調査研究に取組むこと  により、府民に対するサービスなどの質を向  上すること。  ②知見収集・技術開発と研究成果などの積極的  な情報発信などを通じ、地域社会へ貢献する  こと。  ③地方独立行政法人としての特色を活かした  自律的・弾力的な業務運営のための不断の努力を行い、安定的な経営に努めること。  以上の視点を踏まえて、大阪府は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第１項の規定に基づき、以下のとおり第４期となる中期目標を定め、これを達成するよう研究所に対し指示する。 |
| **第１　中期計画の期間**  令和２年４月１日～令和６年３月31日 | **第１　中期計画の期間**  令和６年４月１日～令和10年３月31日 | **第１　中期目標の期間**  令和６年４月１日から令和10年３月31日までの４年間とする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **第２　府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**  **１　技術支援の実施及び知見の提供等**  　　研究所は、事業者や行政などに対して調査研究などで得た知見を提供し、技術支援を行うことを主たる業務とする。調査研究の実施に当たっては、ＳＤＧｓやＳｏｃｉｅｔｙ 5.0の理念のもと、成果の知的財産化、製品化・商品化までを意識し、業務に取組む。  事業者や行政への支援および地域社会への貢献を着実に実施するために、数値目標を設定し、適切に進捗管理を行って、目標達成に努める。 | **第２　府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置**  **１　技術支援の実施及び知見の提供等**  研究所は、事業者や行政等に対して調査研究等で得た知見を提供し、技術支援を行うことを主たる業務とする。調査研究の実施に当たっては、ＳＤＧｓやＳｏｃｉｅｔｙ 5.0の理念、2050年脱炭素社会等に具体的に寄与できるよう、成果の社会実装・知的財産化、製品化・商品化までを意識し、業務に取組む。  さらに、事業者や行政への支援及び地域社会への貢献を着実に実施するために、数値目標を設定し、適切に進捗管理を行って、目標達成に努める。 | **第２　府民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**  **１　技術支援の実施及び知見の提供等**  研究所は、ＳＤＧｓの目標達成や2050年脱炭素社会の実現に寄与するため、環境、農林水産業及び食品産業の分野における専門家集団として技術力を最大限に発揮し、知的財産化、製品化・商品化を意識した質の高い技術支援を行うとともに、成果の普及を円滑に進めること。  また、様々な分野から集積した知識や、調査及び試験研究（以下「調査研究」という。）などで得た知見を積極的かつ分かりやすく提供すること。  さらに、事業者や行政への支援を着実に実施するため、数値目標を設定して取組み、その状況を適切に把握して進捗管理を行うこと。 |
| **（１）事業者に対する支援**  **①　事業者に対する技術支援**  環境、農林水産業及び食品産業の事業者に対して以下の取組を行う。  a 各年度計画における重点的な取組  b 受託研究  **【数値目標１】**  **受託研究の実施件数を中期目標期間の合計で80件以上。**  **【数値目標２】**  **受託研究に対する利用者の総合評価の中期目標期間における平均値を４以上（５段階評価）。**  c 製品化・商品化やそのＰＲに係る支援  d 事業者団体等への支援  e 技術相談への対応  **【数値目標３】**  **事業者からの技術相談対応件数を中期目標**  **期間の合計で1,800件以上。**  f その他の技術支援 | **（１）事業者に対する支援**  **①事業者に対する技術支援**  環境、農林水産業及び食品産業の事業者に対して、ＩＣＴツールの活用によって利用者の利便性向上を図りながら以下の取組を行う。  特に大阪・関西万博を契機とした府内農水産物やその加工品のブランド力強化に資するため、食味や健康への機能等の価値を科学的に見える化・増進させる取組を進め、府民へ情報発信する。  a 各年度計画における主要な取組  各年度において事業者ニーズの高い課題に対応した調査研究を実施する。  b 受託研究  受託研究制度により、農林水産業及び食品産業、環境保全等の分野における府内企業等からの依頼に対応し、事業者の課題解決を図る。また、契約手続、納期、研究内容水準等の項目について、利用者より評価を受ける。  **【数値目標１】**  **受託研究の実施件数を中期目標期間の合計で**  **88件以上。**  **【数値目標２】**  **受託研究に対する利用者の総合評価の中期目標期間における平均値を３以上（４段階評価）。**  c 製品化・商品化やそのＰＲに係る支援  技術相談、指導、依頼試験、共同研究等の技術支援を製品化・商品化も視野に入れながら迅速かつ的確に実施する。さらに、それらの成果をホームページやＳＮＳ、パンフレット、展示会等でＰＲする。  d 事業者団体等への支援  府内農業協同組合など農業関係団体からの研究受託や研修会への講師派遣、情報提供のほか、府内漁業協同組合への資源管理に係る情報提供や養殖に関する技術支援、その他事業者団体等の活動を支援する。  e 技術相談への対応  電話、インターネット、電子メール等による相談や、来所、イベント等での対面相談に応えるほか、現地指導も実施し、事業者へ情報提供する。  **【数値目標３】**  **事業者からの技術相談対応件数を中期目標期間の合計で2,080件以上。**  f その他の技術支援 | **（１）事業者に対する支援**  **① 事業者に対する技術支援**  環境、農林水産業及び食品産業の事業者の要望に対して、府民への新たな価値の提供など幅広い観点から、技術相談、指導、依頼試験、共同研究などの技術支援を製品化・商品化も視野に入れながら、迅速かつ的確に実施すること。特に、府内農水産物やその加工品の食味や健康への機能などを科学的見地からその価値を見える化・増進するなど、大阪・関西万博を契機としたブランド力強化に資する取組を進めること。  加えて、利用者の利便性向上を図るた  め、ＩＴツールの積極的な活用などにも取  組むこと。 |
| **②　事業者に対する知見の提供**  研究所が集積した専門的な知識や知見を、講習会やホームページ等、様々な機会や媒体によって、事業者へわかりやすく提供する。  **【数値目標４】**  **事業者への情報発信回数を中期目標期間の合**  **計で2,800回以上。**  **【数値目標５】**  **事業者向け研修会などへの講師派遣件数を中**  **期目標期間の合計で220件以上。** | **②　事業者に対する知見の提供**  研究所が集積した専門的な知識や知見を、ホームページなど様々な機会や媒体によって事業者へ分かりやすく提供する。  **【数値目標４】**  **事業者への情報発信回数を中期目標期間の合計で3,400回以上。** | **② 事業者に対する知見の提供**  研究所が集積した専門的な知識や知見を、事業者の技術的な課題の解決に資する  よう、事業者にとって分かりやすく、かつ  入手しやすい方法で提供するように努め  ること。 |
| **（２）行政課題への対応**  **①　行政課題に対する技術支援**  良好で快適な環境の保全・創出、安全・安心で豊かな食の提供に向けた政策目標を府が達成できるよう、以下のとおり支援する。  **a 行政依頼事項に係る調査研究**  **【数値目標６】**  **行政依頼事項に係る調査研究課題に対する府からの総合評価の中期目標期間における平均値を３以上（４段階評価）。**  **b その他技術支援**  行政依頼事項に係る調査研究の実施については、大阪府環境農林水産試験研究推進会議を活用して行政の施策方針（アウトカム）に基づく課題の目標（アウトプット）を府と研究所で共有し、優先順位をつけて実施する。  また、全国的に共通する課題や、府域を超えた対応を求められる課題については、国や大学、他府県等の研究機関などと共同で調査研究に取組む。 | **（２）行政課題への対応**   1. **行政への技術支援**   大阪府の政策目標の達成に必要な技術的  課題、大阪・関西万博に向けた行政課題の解決に資するよう、以下のとおり支援する。  **a 行政依頼事項に係る調査研究**  **【数値目標５】**  **行政依頼事項に係る調査研究課題に対する大阪府からの総合評価の中期目標期間における平均値を３以上（４段階評価）。**  **b その他技術支援**  行政依頼事項に係る調査研究の実施につい  ては、大阪府環境農林水産試験研究推進会議を活用して行政の施策方針（アウトカム）に基づく課題の目標（アウトプット）を府と研究所で共有し、優先順位をつけて実施する。  また、全国的に共通する課題や、府域を超えた対応を求められる課題については、国や大学、他府県等の研究機関等と共同で調査研究に取組む。 | **（２）行政課題への対応**  **① 行政への技術支援**  大阪府の政策目標の達成に必要な技術的課題への対応を強化するため、広く専門的な知識や知見の集積に努め、迅速かつ的確に技術支援を行うこと。  また、全国的に共通する課題や近隣府県にまたがる対応を求められる課題、大阪・関西万博に向けた課題についても取組を進め、課題解決のための支援を行うこと。 |
| **②　行政に関係する知見の提供**  行政の技術力向上のため、研修会の実施や講師派遣、また、行政が実施する各種委員会への委員の派遣を行う。 | **②　行政への知見の提供**  行政の技術力向上のため、気候変動適応やブルーカーボン生態系の再生・創出等に関して収集した科学的知見も活用し、研修会の実施や講師派遣、また、行政が実施する各種委員会への委員の派遣を行う。 | **② 行政への知見の提供**  行政の技術力向上のため、気候変動適  応に関して収集した科学的知見や優良事  例の共有、ブルーカーボン生態系の再生・  創出に資する助言など、研究所が集積し  た専門的な知識や知見を広くかつ積極的  に、様々な機関へ提供するよう努めるこ  と。 |
| **③　緊急時への対応と予見的な備え**  環境、農林水産分野における府の緊急時対応を技術的に支援するため、災害時及び事故時における環境調査や、農産物の病害虫等の診断、魚病診断、貝毒プランクトンの同定・密度測定等を行う。  また、人の健康や生活環境に影響を及ぼすおそれのある環境課題等に係る予見的な調査研究や農林水産業に影響を及ぼす可能性のある事象に係る情報収集など将来的なリスクの低減に資する取組も実施する。 | **③　緊急時への対応と備え**  環境、農林水産分野における府の緊急時対応  を技術的に支援する。  また、人の健康や生活環境に影響を及ぼす  おそれのある環境課題等に係る予見的な調  査研究や農林水産業に影響を及ぼす可能性  のある事象に係る情報収集など将来的なリス  クの低減に資する取組も実施する。 | **③ 緊急時への対応と備え**  災害及び事故などの発生時において、緊  急の対応が必要な場合には、大阪府への協  力など必要な支援を迅速かつ的確に行うこと。加えて、緊急時への予見的な備えに対しても技術支援を行うこと。 |
| **④　農業大学校の運営を通じた多様な担い手**  **の育成**  農の成長産業化を支える農業生産者や農業技術者を育成する。  **（重点９）**即戦力となる担い手育成と就農実現のための農家実習を重視した農大新カリキュラムの設置  **【数値目標７】**  **農業大学校養成科卒業生のうち就農就職希望の農業関係就職率を中期目標期間中の平均で95％以上。** | **④　農業大学校の運営を通じた多様な担い手の育成（重点５）**  様々な年齢層の社会人等を対象として、自営、雇用就農、農業参入企業への就職など多様な働き方に対応できるコースの設定と、Ｗｅｂの活用、最先端の研究成果や技術を盛り込んだ授業を設ける等、農の成長産業化を支える人材の育成に取組む。  **【数値目標６】**  **農業大学校養成科卒業生のうち就農就職希望の農業関係就職率を中期目標期間中の平均で95％以上。** | **④ 農業大学校の運営を通じた担い手の育成**  研究機関内に設置されているという強みを最大限活かし、力強い大阪農業の実現を支える新たな担い手の育成に努めること。 |
| **（３）地域社会への貢献**  **①　地域社会に対する支援**  学校・教育関係者、市民団体、企業等の実施する地域社会における環境農林水産分野に係る取組を活性化するため、以下のとおり支援する。  a 「生物多様性センター」を中心とした環境及び生物多様性の保全などに係る地域社会の取組への支援  b **（重点10）**農の持つ魅力を幅広い場で展開するハートフル農業指導者の養成  c その他研究所が有する資源の活用  **【数値目標８】**  **地域社会への貢献活動の実施件数を中期目**  **標期間の合計で560件以上。** | **（３）地域社会への貢献**   1. **地域社会に対する支援**   地域社会において、学校・教育関係者、市民  団体、企業等が実施する環境農林水産分野に関する取組を活性化するため、以下の支援を行う。  a 環境及び生物多様性の保全に係る連携と取組支援  「生物多様性センター」と各種団体との連携を通じて、地域の生物多様性保全の取組や環境教育及び人材育成を推進する。生物多様性に係る技術普及や知見提供、活動提案、教材の作成・提供、体験学習会や研修会の開催、機材貸与等の支援を行う。  b 農の持つ魅力を幅広い場で展開するハートフル農業取組への支援  支援学校や福祉事業所、特例子会社等が取組む農業（ハートフル農業）について、教育プログラムの提供や就労場面での技術的アドバイスを行うとともに、大学等との連携による技術開発を行う。  c その他研究所が有する資源の活用  地域社会等との連携によって、地域資源への理解を深めるために来阪する方々に対して研究所の取組成果を紹介する等、地域産業・教育活動の充実化を支援する。  **【数値目標７】**  **地域社会への貢献活動の実施件数を中期目標期間の合計で280件以上。** | **（３）地域社会への貢献**  **① 地域社会に対する支援**  地域の活動に貢献するため、研究所が有する知識・技術・ノウハウやフィールド・施設などの資源を有効に活用し、地域社会の取組を支援すること。 |
| **②　府民への広報活動**  府民に身近な研究所となるよう、調査研究等の成果や各種情報を、ホームページ等の電子媒体活用や、講習会、体験型イベント、企画展等の実施により、府民に分かりやすく発信する。  **【数値目標９】**  **報道資料の提供件数を中期目標期間の合計で160件以上。** | 1. **府民への広報活動**   府民に身近な研究所となるよう、調査研究等の成果や各種情報を、ＳＮＳやホームページ等の電子媒体を活用するとともに、講習会、体験型イベント、企画展等の、府民参加型のプログラムを工夫したイベントを継続的に実施して、それぞれの対象者を意識した分かりやすい発信を行う。  特に、大阪・関西万博や、そのインパクトを受けた万博以降の環境・社会・経済に資する研究成果については、積極的に発信する。  **【数値目標８】**  **報道資料の提供件数を中期目標期間の合計で180件以上。** | **② 府民への広報活動**  府民に身近な研究所となるよう、イベントの実施や学校教育への協力、他の機関との連携、ＳＮＳの活用など、様々な機会を捉えて、質の高い広報活動に取組むこと。  特に、イベント等の実施にあたっては、府民参加型のプログラムを充実させるなど、様々な工夫を凝らすこと。  また、大阪・関西万博の機運醸成にも積極  的に協力すること。 |
| **２　調査研究の効果的な推進**  環境・農林・水産・食品分野の総合的な研究所として、シナジー効果を最大限に発揮し、地域における多様な技術ニーズに直結した質の高い調査研究を実施する。そのために、事業者や行政などの多様な主体との連携により最新の技術情報を収集する。  　　調査研究の実施にあたっては、数値目標を設定するとともに、外部有識者からの助言・指導を得て、適切に進捗管理を行いながら積極的に取組む。 | **２　調査研究の効果的な推進**  環境・農林・水産・食品分野の総合的な研究所として、特に重点テーマの計画立案・実施・データの共有をはじめとしてシナジー効果を最大限に発揮し、地域における多様な技術ニーズに直結した質の高い調査研究を実施する。そのために、事業者や行政等の多様な主体との連携により最新の技術情報を収集する。  調査研究の実施に当たっては、数値目標を設定するとともに、外部有識者からの助言・指導を得て、適切に進捗管理を行いながら積極的に取組む。 | **２　調査研究の効果的な推進**  研究所は環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関であることから、各研究部門が有する知見や技術シーズ等を相互で共有し利用する等、その特長を最大限に活かした調査研究を更に進めること。同時に、地域の多様な技術ニーズに直結した調査研究を行うとともに、技術支援の質の向上に取組むこと。  また、地域のニーズの把握は、生産現場や行政との連携によりきめ細かく行うこと。なお、調査研究の実施に当たっては、数値目標を設定して積極的に取組み、外部の意見も取り入れるなど客観的に進捗を把握し、評価するよう努めること。 |
| **（１）技術ニーズの把握と知見の集積、協働の推進**  **①　多様な情報の収集と知見の集積**  環境、農林水産及び食品産業における事業者や行政の技術ニーズは、事業者団体や金融機関、行政などのネットワークを活用し、技術相談や意見交換会、技術展示会を通じて把握する。また、技術的動向は、学会や公設試験研究機関のネットワーク、省庁などが実施するセミナー等にて収集し、研究所内で共有する。 | **（１）技術ニーズの把握と知見の集積、協働の推進**  **①　多様な情報の収集と知見の集積**  環境、農林水産及び食品産業における事業者や行政の技術ニーズは、事業者団体や金融機関、行政等のネットワークを活用し、技術相談や意見交換会、技術展示会を通じて把握する。また、技術的動向は、学会や公設試験研究機関のネットワーク、省庁等が実施するセミナー等にて収集し、研究所内で共有する。 | **（１）技術ニーズの把握と知見の集積、協働の推進**  **① 多様な情報の収集と知見の集積**  事業者への技術支援などにおいては、大阪府をはじめとした行政機関や事業者団体、金融機関などを含む外部とのネットワークも活用し、環境、農林水産業及び食品産業の分野の地域における技術ニーズ、技術的動向などを的確に把握するとともに、幅広い知見を集積すること。 |
| **②　他の研究機関などとの協働**  大学や公設試験研究機関等との共同事業体（コンソーシアム）結成や、連携協定を利用して、調査研究や成果普及に協働して取組む。  また、研究所の業務の質を向上するため、他機関との情報交換や技術の相互利用などを行う。 | **②　他の研究機関などとの協働**  大学や公設試験研究機関等との共同事業体（コンソーシアム）結成や、連携協定を利用して、調査研究や成果普及に協働して取組む。  また、研究所の業務の質を向上するため、他機関との情報交換や技術の相互利用等を行う。 | **② 他の研究機関などとの協働**  調査研究やその成果の普及においては、  大学、他の試験研究機関などとの協働に努  めること。  また、情報交換・技術の相互利用などを  行い、より高度な技術力を身につけるな  ど、研究所の業務の質の向上に努めるこ  と。 |
| **（２）質の高い調査研究の実施**  **①　調査研究の推進**  調査研究は、環境、農林水産分野において、特に技術ニーズが高い課題を「重点調査研究課題」として精力的に取組む。また、公設試験研究機関として今後も着実に調査研究を進める必要がある課題は「基盤調査研究課題」と位置づけ、調査研究を行う。 | **（２）質の高い調査研究の実施**  **①　調査研究の推進**  調査研究は、環境、農林水産分野において、特に技術ニーズが高い課題を「重点テーマ」として精力的に取組む。また、公設試験研究機関として今後も着実に調査研究を継続して進める必要がある課題は「基盤テーマ」と位置づけ、調査研究を行う。 | **（２）質の高い調査研究の実施**  **① 調査研究の推進**  選択と集中の観点から、自然資本の持続可能な利用、維持・充実や生物多様性保全に資する調査研究の推進、農林水産業等への気候変動リスクの予測や適応策についての技術開発、カーボンニュートラルに資する調査研究の推進など、特に技術ニーズが高い分野や早急な対応が求められる分野、あるいは将来の持続的な成長に向けて新たな技術ニーズが見込まれる分野などについて、重点的かつ計画的に調査研究を行うこと。 |
| **a 重点調査研究課題**  特に技術ニーズが高く、重点を置いて精力的に取組む課題。  **（重点１）**大阪の現状・課題をふまえた**気候変動**  **適応の研究と情報発信**  大阪府域の農業・水産業・生態系・健康における気候変動の影響予測のための情報の収集・分析・評価と適応技術を確立する。  **（重点２）**生物多様性のめぐみを人が持続的に享  受するための生物多様性の保全と利活用に関す  る研究と情報発信  生物多様性の保全や生態系サービスの利活用に関する調査研究を行い、持続可能な生物多様性保全のモデル指針の提案や、外部連携に基づく普及啓発および情報発信を行う。  **（重点３）**都市農業の更なる生産性向上を可能と  する大阪発スマート農業の実現に向けた技術開発  情報通信技術を活用して、大阪農業に適する栽培技術開発等を行い、スマート農業実践モデルを提案する。  **（重点４）**食品産業との連携強化によるバリュー  チェーン全体を高度化する食品加工・評価技術の  開発  食品加工・評価技術やそれらを活用した機能性強化など、大阪産（もん）農林水産物の付加価値向上技術を開発する。  **（重点５）**大阪湾の水産資源の管理高度化と水産  業の成長産業化のための新たな資源調査手法と  増殖技術の開発  環境ＤＮＡやＩｏＴ技術などを用いた新たな水産資源モニタリング手法の開発や、漁況予測精度の向上を図るとともに、栽培漁業対象魚種の放流技術を開発・高度化する。  **（重点６）**食資源の持続性を支える次世代タンパ  ク質や機能性物質を生む新たな昆虫利用技術の  開発と産業創出  アメリカミズアブ量産技術の開発を端緒と  して次世代食資源生産の社会実装のための知  的財産・ノウハウ蓄積と、昆虫の機能性成分探  索および利用に関する技術開発を行う。  **（重点７）**大阪のぶどう産地を盛り上げ拡大させ  るためのぶどう生産とワイン醸造の技術開発  大阪オリジナルブドウ品種の普及実用化やワイン向けデラウェアの省力栽培技術の確立と醸造マニュアル整備を行うとともに、新たな大阪産（もん）生食用ブドウの育種・選抜や大阪ワインの開発を行う。  **（重点８）**府民の安全・安心を守るための有害化  学物質リスクへの対応技術の確立  災害・事故に起因する有害化学物質リスク低減のための情報基盤の整備や長期モニタリング手法の確立、廃棄物最終処分場のＰＯＰｓ等の浸出実態把握と溶出予測手法の開発を行う。  **b 基盤調査研究課題**  公設試験研究機関として、地域の課題解決のために継続的に取り組むべき課題。  （基盤１）大阪府域の環境汚染に関する調査研究  （基盤２）特色ある大阪産（もん）農水畜産物の生産に関する調査研究  （基盤３）農畜産業の生産性向上に関する調査研  究  （基盤４）大阪湾等の漁場環境及び水産資源の増  養殖・管理に関する調査研究  （基盤５）自然環境等に関する調査研究 | **a 重点テーマ**  自然資本の持続可能な利用、維持・充実や生物多様性保全に資する調査研究の推進、農林水産業等への気候変動リスクの予測や適応策についての技術開発、カーボンニュートラルに資する調査研究など特に技術ニーズが高いテーマにおいて、環境・農林・水産・食品の４分野がシナジー効果を発揮することで研究を高度化できるものを選択した。  **（重点１）　カーボンニュートラル社会への貢献と気候変動適応　（分野：環境・農林・水産）**  森林・農地・藻場等における炭素の吸収・貯留効果を数値化するとともに、事業者等の脱炭素化に関する技術支援を行い、これらの成果を情報発信する。また、農林水産業・生態系・健康に関する気候変動の影響を評価し、適応技術を開発するとともに、これら科学的知見や優良事例等を収集・整理・分析し、その結果を情報発信する。  **（重点２）　ネイチャーポジティブ\*社会の実現に向けた取組　（分野：環境・農林・水産）**  自然を基盤とした防災機能の効果検証や、生物に関する長期的なモニタリング調査とワンヘルスの観点による技術的な支援、生態系を脅かす外来生物の調査研究を行う。また、生物多様性の普及啓発や市民参加型の調査研究体制の構築も併せて進めていく。  \*生物多様性の損失を止めるだけではなく回復させること。生物多様性・自然資本領域の世界共通の目標となっている。  **（重点３）　健康・安心で持続可能な暮らしのための環境の確保　（分野：環境・農林・水産）**  海域や河川等におけるプラスチック蓄積・流出実態の把握や農地等からの流出削減対策を行う。また、ＰＯＰｓ等の有害化学物質について、高精度分析及びモニタリング手法を開発し、実態把握及び溶出予測に基づく管理手法を確立するとともに、災害事故時における試料採取・分析方法を開発する。  **（重点４）　成長し持続する大阪農業の実現**  **（分野：環境・農林）**  農産物の高精度管理や病害虫発生予測の高度化による農作業の省力化と収益向上を可能とする大阪版スマート農業技術を開発する。また、総合研究所の強みを活かして脱炭素型の有機農業及び総合的作物管理の体系化を図り、生物多様性と農業生産との関連性について評価する。  **（重点５）　力強い大阪農業を支える多様な担い手の育成に向けた農大改革（分野：農林）**  ＩＣＴツールの導入による授業のＷｅｂ化や、試験研究部門と連携した授業等による新カリキュラムを構築する。また、新カリキュラムのターゲットを、新規参入を目指す様々な年齢層の社会人に加え、農業参入企業の社員にも拡大し、新規就農者育成と企業参入を加速化する。  **（重点６）　豊かな大阪湾の保全・再生と恵みの持続的な利用（分野：環境・水産・食品）**  重要漁獲対象種の資源解析・評価を実施するとともに、カキ養殖技術の改良に取組む。また、望ましい大阪湾を実現する栄養塩等の指標化や底層ＤＯ等の水質改善に係る調査研究、気候変動による重要魚種や新奇生物の動向、藻場による炭素貯留に関する基礎調査、窪地埋め戻しによる底生魚介類への影響、プラスチックごみなど大阪湾を巡る新たな課題に対応した調査研究を実施する。  **（重点７）　いのちをつむぐ魅力ある食の創造**  **（分野：農林・水産・食品）**  皮ごと食べることができ、赤や黒等の色を有する大粒ブドウ品種や植物ホルモン処理が不要で栽培管理作業の省力化が可能な水ナス品種の育成、特徴あるワイン開発、大阪湾の海業（観光漁業）資源と期待されるカキの採苗・養殖技術開発を通して、大阪産（もん）ブランド農水産物を増強する。また、未利用資源を活用した食品の開発や、減塩や機能性など食を通じた健康に資する調査研究を実施する。  **（重点８）　未来社会のいのちをつなぐ昆虫機能の利用（分野：環境・農林・水産）**  昆虫の増殖、育成、加工等の技術開発を通じて、飼肥料としての昆虫利活用に取組み、社会実装・社会普及を支援する。昆虫利用による循環社会の実現のための新規技術開発を行う。  **ｂ 基盤テーマ**  公設試験研究機関として、地域の課題解決のために継続的に取組むべき課題。  （基盤１）大阪府域の環境汚染に関する調査研究  （基盤２）特色ある大阪産（もん）農水畜産物の生産に関する調査研究  （基盤３）農畜産業の生産性向上に関する調査研究  （基盤４）大阪湾等の漁場環境及び水産資源の増養殖・管理に関する調査研究  （基盤５）自然環境等に関する調査研究 |  |
| **②　調査研究資金の確保**  第２期中期目標期間に整えた研究支援体制のもと、外部研究資金の獲得に向け、以下の取組を行う。  a外部研究資金の募集情報の収集と申請書の推敲及び応募者の実績確保の支援  **【数値目標10】**  **競争的外部研究資金による調査研究課題の実施及び応募件数を中期目標期間の合計で320件以上。**  b 調査研究課題への外部有識者からの指導・助言  c 他の機関とのネットワーク構築 | **②　調査研究資金の確保**  外部研究資金の獲得に向け、以下の取組を行う。  a 外部研究資金の募集情報の収集と申請書の推敲及び応募者の実績確保の支援  説明会や研究機関ネットワーク等から外部資金の情報を収集して研究所内で共有するとともに、応募する調査研究課題の計画・申請書のブラッシュアップを行う。また、応募に必要な研究実績を確保するため、学術論文の作成や知的財産取得等の支援を行う。  **【数値目標９】**  **競争的外部研究資金による調査研究課題の実施及び応募件数を中期目標期間の合計で320件以上。**  b 調査研究課題への外部有識者からの指導・助言  外部有識者で構成された研究アドバイザ  リー委員会を開催し、応募先の選定、研究目標の設定や取組の妥当性等へ助言を受ける。加えて、応募する研究課題に対し造詣の深い専門家に事前助言を受けるための支援を行う。  c 他の機関とのネットワーク構築  国や都道府県の研究機関、大学、事業者等とネットワークを構築し、情報交換や競争的外部研究資金等への共同研究の応募、実施すべき研究課題のテーマの協議等を行う。 | **② 調査研究資金の確保**  外部有識者による指導・助言を得る等、調査研究に必要な外部研究資金の着実な確保に向け、効率的、効果的に取組むこと。 |
| **③　調査研究の評価**  受託研究及び行政依頼事項の取組については、それぞれ、受託研究利用者への満足度調査及び府からの評価を実施する（前述のとおり）。また、競争的外部研究資金で実施する調査研究課題は、外部有識者から評価を受ける。  【数値目標11】  **競争的外部研究資金による調査研究課題に対する外部有識者からの総合評価（中間・事後）の中期目標期間における平均値を３以上（４段階評価）。** | **③　調査研究の評価**  受託研究及び行政依頼事項の取組については、それぞれ、受託研究利用者への満足度調査及び府からの評価を実施する（前述のとおり）。また、競争的外部研究資金で実施する調査研究課題は、外部有識者から評価を受ける。  【数値目標10】  **競争的外部研究資金による調査研究課題に対する外部有識者からの総合評価（中間・事後）の中期目標期間における平均値を３以上（４段階評価）。** | **③ 調査研究の評価**  行政や事業者等の技術ニーズに対する適合性、計画及び方法の妥当性など調査研究の質の向上を図る観点から、大阪府、受託研究利用者、外部有識者の意見を取り入れて評価を行い、その結果を調査研究の推進に適切に反映させること。 |
| **（３）調査研究成果の利活用**  **①　調査研究成果の普及**  調査研究成果は、学術論文や学術集会などで積極的に発表するとともに、府と連携して広報・普及に努める。また、府民生活の向上につながるよう、ホームページ等の電子媒体を活用するとともに、講習会や企画展を通じてわかりやすく発信する。  **【数値目標12】**  **学会論文や学会発表の件数を中期目標期間**  **の合計で480件以上。** | **（３）調査研究成果の利活用**  **①　調査研究成果の普及**  調査研究成果は、学術論文や学術集会等で  積極的に発表するとともに、府と連携して広  報・普及に努める。また、府民生活の向上に  つながるよう、ホームページ等の電子媒体を  活用するとともに、講習会や企画展を通じて  分かりやすく発信する。  **【数値目標11】**  **学術論文や学会等での発表の件数を中期目標期間の合計で480件以上。**  **【数値目標12】**  **セミナー、展示会、体験会等のイベント主催・共催回数を中期目標期間の合計で320回以上。**  **【数値目標13】**  **外部からの講演・講義依頼の受諾件数を中期目標期間の合計で360件以上。** | **（３）調査研究成果の利活用**  **① 調査研究成果の普及**  研究所がその調査研究を通じて得た知見、技術及び優良品種などの調査研究成果は、学術論文などとして積極的に発表すること。  さらに、府民生活の向上につながるよう、様々な手法を用いて情報発信するなど、積極的に普及活動を行うこと。 |
| **②　知的財産権の取得・活用**  調査研究を通じて得た知見、技術は、研究所の知的財産ポリシーに基づき、知的財産権の取得を行う。保有する知的財産については、積極的な広報やビジネスマッチング、普及に向けた取組を行う。 | 1. **知的財産権の取得・活用**   調査研究を通じて新たに得た知見や技術は、研究所の知的財産ポリシーに基づき、必要に応じて特許の出願を行う等により知的財産権を取得し、権利の保護に努める。また知的財産権は当所研究成果でもあるため、これらを多くの事業者に利用されるよう、特許利用許諾事務の推進にも努める。 | **② 知的財産権の取得・活用**  新たに得た知見や技術は、必要に応じて特許の出願を行うなどにより知的財産権を取得し、その権利の保護や活用に努めること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置**  **１　組織・業務運営の改善**  **（１）自律的な組織・業務運営**  自律的・効果的な運営のために、内部統制により適正な組織の業務運営を確保するとともに、社会情勢やニーズを的確に捉え、経営資源の集中と選択ができるよう業務の内容やその実施状況について絶えず点検・分析を行い、必要に応じて組織体制・業務の見直しを行う。 | **第３　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置**  **１　組織・業務運営の改善**  **（１）自律的な組織・業務運営**  理事長のマネジメントのもと、自律的・効果的な運営のために、内部統制により組織における適切な業務運営を確保するとともに、社会情勢やニーズを的確に捉え、経営資源の集中と選択ができるよう業務の内容やその実施状況について絶えず点検・分析を行い、必要に応じて組織体制・業務の見直しを行う。 | **第３　業務運営の改善及び効率化に関する事項 １　組織・業務運営の改善**  **（１）自律的な組織・業務運営**  理事長のマネジメントのもと、多様な技術ニーズの変化に迅速かつ効果的に対応できるよう、業務の内容やその実施状況を絶えず点検・分析し、その結果を踏まえ、機動的に組織体制や業務を見直すなど、自律的・効果的な組織・業務運営を行うこと。 |
| **（２）優秀な職員の確保**  長期的な展望に立った職員採用計画に基づき、優秀な職員を確保する。職員の採用にあたっては、ホームページ等を活用し、広く募集を行うとともに、職場の特長や魅力をＰＲし、多くの応募者の獲得に努める。 | **（２）優秀な人材の確保・育成**   1. **人材の確保**   長期的な展望に立った職員採用計画に基づき、新卒採用や社会人採用等、募集の目的に応じた多様な雇用条件を柔軟に取り入れるとともに、短時間勤務など多様な働き方のニーズもくみ取り、優秀な職員を確保する。職員の採用に当たっては、自らのホームページはもとより民間人材会社のノウハウ等を活用し、広く募集を行うとともに、職場の特長や魅力をＰＲし、多くの応募者を誘引し、多様で優秀な人材の確保に努める。 | **（２）優秀な人材の確保・育成**  長期的展望に立って計画的・弾力的な採用に努めること。特に、柔軟な採用方法や雇用条件により、多様な働き方等のニーズをくみ取って、多様で優秀な人材の確保と登用に努めること。  また、人材の育成については、研修などを通じ、職員の研究力・技術力などの向上を図るとともに、公平かつ客観的な人事評価制度や職員へのインセンティブにより、職員の勤務意欲を高め、その能力を最大限に発揮できるようにするキャリアパスを踏まえた職員の育成に努めること。  併せて、職員の能力を最大限に発揮できるような職場環境の整備に努めること。 |
| **（３）職員の育成**  **①　研修の実施等**  職員育成計画に基づき、職員研修を実施する。また、組織としての研究力・技術力・事務処理能力を維持するため、自己研鑽の支援及び職場内指導に取組む。 | 1. **職員の育成**   **a 研修の実施等**  職員育成計画に基づき、職員の能力を育成し、アップデートしていくため、職員研修を実施する。また、組織としての研究力・技術力・事務処理能力を維持向上させるため、自己研鑽の支援及び職員のキャリアパスを踏まえた職場内指導に取組みながら多様で優秀な人材の登用に繋げていく。 |  |
| **②　人事評価制度の運用・職員へのインセンティブの付与**  職員の職務能力及び勤務意欲の向上を促すため人事評価制度を運用する。人事評価制度は、適宜見直しを実施する。また、職員の勤務意欲向上や目標達成のための動機付けを行うため、職員表彰の制度を活用する。 | **b 人事評価制度の運用・職員へのインセンティブの付与**  職員の職務能力及び勤務意欲の向上を促すため人事評価制度を運用する。また、職員の勤務意欲向上や目標達成のための動機付けを行うため、職員表彰の制度を活用する。 |  |
| **③　職員の育成のための職場環境の整備**  職員の能力を伸ばし、多様な働き方に対応するため、勤務制度等の検証や見直しを行う。 | **c 職場環境の整備**  職員の能力を伸ばし、多様な働き方に対応するため、常にフレックスタイム制度等の勤務制度の検証や見直しに努めるとともに、女性職員の活躍の推進に関する一般事業主行動計画を着実に推進していく。 |  |
| **２　業務の効率化**  文書決裁や事務処理の簡素化・合理化の可能性について定期的に検討する。整備した業務マニュアルを適宜見直すとともに、マニュアルが整備されていない業務については、作成を進める。 | **２　業務の効率化**  文書決裁や事務処理の簡素化・合理化の可能性について定期的に検討し、ＩＣＴツールの活用や業務マニュアルの見直しによる業務の効率化に継続して取組む。 | **２　業務の効率化**  円滑な業務運営を行うため、ＩＴツールを積極的に活用し、意思決定や事務処理の簡素化・合理化を図るなど、絶えず業務の点検、見直しを行い、業務の効率化を進めること。 |
| **３　施設及び設備機器の整備**  管理運営コストの縮減を図るため、施設及び設備機器は、適切な維持管理により長寿命化を図る。施設については中長期的な視点に立って整備し、設備機器については、計画的な整備と更新に取組む。 | **３　施設及び設備機器の整備**  管理運営コストの縮減を図るため、施設及び設備機器は、適切な維持管理により長寿命化を図る。施設については第３期中期目標期間に策定したファシリティマネジメント基本方針等に基づき計画的に補修・整備し、設備機器については、計画的な整備と更新に取組む。 | **３　施設及び設備機器の整備**  施設及び設備機器を良好かつ安全な状態で保持し、業務を円滑に進めるため、長寿命化を意識した効果的・効率的な運用に努めること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置**  健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう予算編成を行う。予算執行にあたっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。また、自己収入の確保を図るため、受託研究や外部資金の獲得など様々な方策を検討し、公設試験研究機関として効率的に収入を得る。その他、職員全体のコスト意識を高め、経費の削減につなげる。  手数料や利用料については、受益者負担の原則に基づき適正な料金を設定する。 | **第４　財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置**  健全な財務運営を確保し、業務を充実させるよう予算編成を行う。予算執行に当たっては絶えず点検を行い、効率的な執行に努める。また、自己収入の確保を図るため、受託研究や外部資金の獲得など様々な方策を検討し、公設試験研究機関として効率的に収入を得る。その他、職員全体のコスト意識を高め、経費の削減につなげる。  手数料や利用料については、受益者負担の原則に基づき適正な料金を設定する。 | **第４　財務内容の改善に関する事項**  健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう適正な予算編成のもと、経費の執行状況を絶えず点検することや、職員のコスト意識を醸成することなどにより、経費を効率的に執行するとともに、依頼試験をはじめとする技術支援の充実や外部の研究資金の着実な獲得など、自己収入の確保を図ること。  また、手数料や利用料については、受益者負担を前提に適正な料金を設定すること。 |
| **第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**  別紙のとおり。 | **第５　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**  別紙のとおり。 |  |
| **第６　短期借入金の限度額**  **１　短期借入金の限度額**  ５億円  **２　想定される理由**  運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。 | **第６　短期借入金の限度額**  **１　短期借入金の限度額**  ５億円  **２　想定される理由**  運営費交付金の受入遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。 |  |
| **第７　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画**  　　なし | **第７　出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画**  なし |  |
| **第８　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**  なし | **第８　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**  なし |  |
| **第９　剰余金の使途**  決算において発生した剰余金のうち、業務の効率化等、経営努力により生じたものについては、職員の技術力・研究力の向上等調査研究体制の強化及びそのための施設・設備の改善、その他研究所が必要と認める調査研究に要する経費に充てる。 | **第９　剰余金の使途**  決算において発生した剰余金のうち、業務の効率化等、経営努力により生じたものについては、職員の技術力・研究力の向上など調査研究体制の強化及びそのための施設・設備の改善、その他研究所が必要と認める調査研究に要する経費に充てる。 |  |
| **第10　その他業務運営に関する重要事項**  **１　法令の遵守**  業務執行における中立性と公平性を確保するため、職員研修などを通じて、コンプライアンスの意識を徹底する。  個人情報や企業情報等の漏えい防止については、大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号）及び大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）に基づいて策定した個人情報の取扱い及び管理に関する規定及び情報セキュリティポリシーにより、適切な情報管理を行う。  調査研究の遂行については、研究不正行為防止のため、管理責任体制を構築し、内部監査や不正防止に関する研修を実施する。  調査研究費については、不正使用防止計画に基づいた管理及び監査を行う。 | **第10　その他業務運営に関する事項**  **１　コンプライアンスの徹底**  業務執行における中立性と公平性を確保するため、職員研修等を通じて、コンプライアンスの意識を徹底する。  個人情報や企業情報等の漏えい防止については、個人情報の取扱及び管理に関する規程及び情報セキュリティポリシーにより、適切な情報管理を行う。  調査研究の遂行については、研究不正行為防止のため、管理責任体制を構築し、内部監査や不正防止に関する研修を実施する。  調査研究費については、不正使用防止計画に基づいた管理及び監査を行う。 | **第５　その他業務運営に関する重要事項**  **１　法令の遵守**  業務執行に当たっては、個人情報保護など、常に法令を遵守するとともに、中立性及び公平性を確保すること。また、研究倫理意識の向上に向けた取組などにより、高い倫理観をもって公正に取組むこと。 |
| **２　労働安全衛生管理**  職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮する。また、第１期中期目標期間に定め、第２期中期目標期間に見直した労働安全衛生管理体制を維持し、安全管理に係る研修の活用などにより災害等の発生を未然に防止するよう取組む。 | **２　労働安全衛生管理**  職員安全衛生管理規程に基づき職員が安全で快適に業務に従事できる労働環境を確保する。安全衛生委員会を定期的に開催し、安全管理に係る研修を活用する等、災害等の発生を未然に防止するよう取組む。 | **２　労働安全衛生管理**  職員が安全で快適な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、事故などの未然防止に努めること。 |
| **３　環境に配慮した業務運営**  環境マネジメントシステムを運用し、省エネルギー、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など環境に配慮した運営に取組む。 | **３　環境に配慮した業務運営**  環境問題に取組む研究所として、環境マネジメントシステムを運用し、省エネルギー、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など環境に配慮した運営に取組む。 | **３　環境に配慮した業務運営**  業務の運営に当たっては、自ら策定した環境方針に沿って、環境への配慮に努めること。 |
| **第11 大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）第６条で定める事項**  **１　施設及び設備に関する計画（令和２～５年度）**  なし | **第11 大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）第６条で定める事項**  **１　施設及び設備に関する計画（令和６～９年度）**  施設については、ファシリティマネジメント基本方針に基づく個別施設計画を踏まえて、計画的な補修・整備に取組む。設備については、中長期的な視点に立ち計画的な整備・更新に取組む。 |  |
| **２　人事に関する計画**  第３－１「組織・業務運営の改善」に記載のとおり。 | **２　人事に関する計画**  第３－１「組織・業務運営の改善」に記載の  とおり。 |  |
| **３　中期目標の期間を超える債務負担**  なし | **３　中期目標の期間を超える債務負担**  なし |  |
| **４　積立金の処分に関する計画**  第２期中期目標の期間の最後の事業年度において地方独立行政法人法第40条第１項又は第２項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、知事の承認を受けた金額について、調査研究体制の強化のための施設・設備の改善に要する経費に充てる。 | **４　積立金の処分に関する計画**  第３期中期目標の期間の最後の事業年度において地方独立行政法人法第40条第１項又は第２項の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、知事の承認を受けた金額について、調査研究体制の強化のための施設・設備の改善に要する経費に充てる。 |  |